

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

加地和法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士加地

ごあいさつ

昨年、道路交通法が一部改正されました(平成19年法律第90号)。この改正は、悪質・危険運転者対策、高齢運転者対策、自転車利用者対策など、いくつかの事項に及びますが、その中で悪質・危険運転者対策とくに**飲酒運転の周辺者に対する制裁強化**(自らは飲酒運転をしなくても処罰される)についてご紹介します。ちょっとした気の緩みから、誰もが犯しうる犯罪ですので、十分に注意する必要があります。

平成20年5月

弁護士

加地

和

飲酒運転の周辺者に対する 制裁の強化について



弁護士政次

(問1) (酒類提供罪)

自宅に車で訪れた友人に対し、自宅にある酒を提供したらどうなるのでしょうか。

(答) その友人がその後車を運転して帰ることとならない特段の事情(たとえば酒を飲まない奥さんも同行しており、帰りは奥さんが運転して帰ることとなっていたような場合)がないにもかかわらず、酒を提供した限り、**酒類提供罪**(65条3項)に該当し、その後、その友人が実際に飲酒運転をすれば、処罰されます(117条の2の2第3号、117条の3の2第1号)。

(問2) (酒類提供罪)

酒類提供罪の罰則はどうなっていますか。

(答) 今回の改正の主眼は、飲酒運転の根絶を図るため、**飲酒運転の周辺者に対する制裁を強化する**という点にあります。かかる観点から、飲酒運転の幫助犯(ほうじょはん)となる酒類提供行為について、幫助犯として処罰するよりも重たい罰則を設けました。具体的には、運転者が酒酔い運転をした場合には**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**(117条の2の2第3号)、酒気帯び運転をした場合には**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**(117条の3の2第1号)に処せられます。

(問3) (車両提供罪)

自宅で友人と酒を飲んでいたところ、「つまみがほしいので買ってくるから車をかしてくれ」と言われて、自分の車を友人に貸して、飲酒運転させたらどうなるのでしょうか。

(右上へ)

(答) **車両提供罪**(65条2項)に該当し、飲酒運転をした者と同じ罰則で処罰されます。具体的には、運転者が酒酔い運転をした場合には**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**(117条の2第2号)、酒気帯び運転をした場合には**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**(117条の2の2第2号)に処せられます。

(問4) 酒類提供罪と車両提供罪とは、いずれも飲酒運転を助長する行為なのに、車両提供罪の方が酒類提供罪よりも、罰則が重いのはなぜでしょうか。

(答) 酒気を帯びている者に対し車両等を提供すれば、提供を受けた者はいつでも飲酒運転をすることができる状態となるので、車両提供行為は飲酒運転を助長する程度が非常に強く、悪質性が強いと評価できます。そこで、飲酒運転をした者と同等の違法性を有する行為として、飲酒運転をした者と同じ罰則を定め、酒類提供罪よりも特に重く処罰することとしたのです。

(問5) (同乗罪)

近くを車で通りかかった友人が酒気帯びであったにもかかわらず、自宅まで送ってくれるよう頼んで、同乗するとどうなるのでしょうか。

(答) **同乗罪**(65条4項)に該当し、運転者が酒酔い運転をした場合には**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**(117条の2の2第4号)、酒気帯び運転をした場合には**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**(117条の3の2第2号)に処せられます。

なお、同乗者の行為が飲酒運転の教唆に該当する場合には教唆犯として正犯に準じて処罰されることとなります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには243問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所まで電話下さいませ。

(広告④)